

2024年4月1日より

相続登記が義務化されます!



家族のための
相続手続

心当たりございませんか?

- ✓ 父親は数年前に他界しているが、仕事が忙しく相続登記の手続きができないままになっている。
- ✓ 親から、先祖代々所有している山があるという話を聞いたことがある。
- ✓ 親族関係が複雑で、どう進めていいのかわからない。



罰則 **10**万円
以下の過料

2024年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」が施行され、相続登記が義務化となります。これにより、定められた期間内に所有権の移転登記*手続きを行わないと、罰則規定が設けられることとなります。

※移転登記とは?

相続が発生し所有者が変更された場合などに、新たに所有者となった者の住所・氏名を法務局にて登記すること。

相続登記の期限

「自己のために相続開始があったことを知り、かつ、不動産の取得をしたことを知った日から3年以内」
施行日より以前に相続となった場合も対象です。

→施行日から3年以内に登記手続きすることが義務となります。

【期限：2027年3月末まで】

相続登記を放置すると……

- 相続した不動産の売却・担保設定ができなくなる
- 元々の相続人が亡くなると、権利関係が複雑になる
- 遺産分割や登記に必要な書類の入手が困難になる



具体的な登記相談については司法書士が対応いたします。

まずは相続のプロの私たちにご相談ください!

義務化の詳しい内容や相続手続の実施方法など、相続に関するお悩みを、真摯に的確に解決いたします。

受付時間 24時間 365日対応



0120-204-122

ご相談の受付は、“全国儀式サービス”にて承っております。

相続手続の
詳細はこちら



相談
無料

NCPは全国儀式サービスとご相続手続に関する業務委託契約をしております。

エヌ・シー・ピー

NCP 相続センター

任せて安心の
実績数!

相続・遺言手続き グループ累計受託件数

72,000件超

(2022年 相続案件受託件数 14,975件)

(株)全国儀式サービスは、企業・団体様の福利厚生制度として葬儀に特化した「葬儀支援サービス」を提供しています。「葬儀支援サービス」とは、万一の際に、全国共通の葬儀の基本セットを低廉かつ明瞭な金額でご提供し、電話1本で全国の加盟葬儀社をご紹介させていただく制度です。